

熱海市立初島小・中学校いじめ防止基本方針

平成26年 7月 1日

本方針は、「いじめは絶対に許さない」という姿勢のもと、全ての児童生徒が、心から安心して充実した学校生活を送ることができるよう策定した。

1 いじめの問題に対する基本的認識

学校におけるいじめは、学校が一丸となってその対応に当たらなければならない、さらに、家庭や地域等との協力が必要不可欠である。

本校は、家庭や地域の協力が十分に得られ、大人の目も行き届いているため、いじめは、起こりにくい環境・状況であると考えられる。

しかし、中学校卒業と同時に親元を離れ、新生活を始める児童生徒たちに対して、今後の人間関係づくりも意識させながら対応していく必要があると考える。

2 組織

いじめ防止対策委員会（校長、教頭、生徒指導主任・主事、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー）を組織し、月に1回委員会を開催することで、未然防止や発生時に迅速、適切に対応するよう心がける。

重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策特別委員会（いじめ防止対策委員会の構成委員に、教務主任、該当学年教員を加える）を設置する。

3 いじめの防止に向けた取組

いじめは、小規模である本校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止教育が重要であると考え、必要に応じて以下の取組を推進する。

（1）いじめについての共通理解を図る

- 学級懇談会やPTA常任委員会等の話題として取り上げ、保護者や地域との共通理解を図る。
- いじめに対する具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で取り上げ、平素から全教職員の共通理解を図る。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」とこの理解を促すために、全校集会や学級活動、部活動など全ての日常的な活動で、いじめ問題について触れる。

（2）いじめが起こりにくい集団にする

- 全児童生徒と教職員が、「温かな聴き方で優しく話す」を意識して生活できるよう、教室や職員室に掲示して、他者を尊重しようとする意識の高揚を図る。
- 授業の開始時刻を守るなど、学習の中での規律を大切にす。
- 分かる授業づくりを進める。また、児童生徒が主体的に考える授業を模索する。
- 保護者や地域の方々の協力を仰ぎながら、えび刺し漁やじゃがいもづくりに取り組み、仲間と協力することの大切さや、命について考える場とする。

（3）児童生徒自らがいじめについて考える場を設定する

- 児童生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育む場を意図的に設定する。
- 道徳の時間では、いじめに関連する道徳的価値について、児童生徒が自分の生活を振り返り、じっくりと考えを深められるよう展開する。
- 保護者や地域の方々の協力を仰ぎながら、えび刺し網やじゃがいも栽培等の活動を通して、危険性の把握や、命の大切さ、協力について

て考える。

- 道徳の授業で、「思いやり」と「生命尊重」を重点として取り組む。(いじめを題材とした道徳授業)

4 いじめへの対処に向けた取組

いじめが起きた時には、できるだけ早期に発見して、いじめを受けた児童生徒に寄り添いながら毅然と対処しなければならない。いじめが起きた際の対応として、以下の取組を推進する。

(1) 早期発見

- 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努める。
- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努める。
- 教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整える。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。
- 登校して来た児童生徒を挨拶で迎え、一人一人の表情を確認する。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有するよう日頃から声をかけ合う。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- いじめられている児童生徒に対して、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、共感しながら話にじっくり耳を傾ける。心のケアに努め、継続して見守っていく。
- いじめられている児童生徒の保護者に対して、事実を正確に伝え、いじめられている児童生徒を守るという姿勢を示すとともに、対応策について理解と協力を得る。
- いじめている児童生徒の保護者に対して、事実を正確に伝え、学校の姿勢や対応策を説明し、理解と協力を得る。
- 必要に応じて、警察や児童相談所、医療機関等と連携をはかり、対応する。

5 家庭・地域との連携

- 必要に応じて、いじめ防止対策や対応について、PTA 役員会にて広報する。
- インターネット等によるいじめ問題について保護者に広く啓発し、家庭での目配りや注意喚起を依頼する。

6 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応について相談する。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、各関係機関と連携して対処する。また、児童生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときについても同様に対処する。